

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

(令和5年7月7日～同年8月7日意見募集)

提出件数：2件（個人1件、団体1件）

No	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方
1	個人	平成6年郵政省告示第424号の一部改正4頁で、四の3に標記(二)を加えているが、その後段の標記の移動について、本文に移動させる旨の記載もないし、移動の内容も不明である。((二)から(六)までの標記を(三)から(七)までの標記に移動するのではないか。)	御指摘を踏まえ修正します。
2	DECT フォーラム	<p>この度は意見募集の機会を賜り厚く御礼を申し上げます。</p> <p>全般的には私ども DECT フォーラムも参加させていただいた作業班報告内容が反映されており感謝申し上げますが、個別の箇所では1点不具合がございますので御検討をよろしくお願いいたします。</p> <p><該当箇所></p> <p>別添4_平成29年総務省告示第294号の一部を改正する告示 二頁目、第二項4(二)</p> <p>子機（親機との間の通信を行う場合に限る。）については、1885.248MHz 以上1890.432MHz 以下の周波数のうち、通信の相手方である親機の電波を受信することによって自動的に選択されるもの</p> <p><不具合と修正いただきたい理由></p> <p>親機と通信を行う場合に子機が使用する周波数の範囲が「1885.248MHz 以上</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御指摘については修正します。</p>

		<p>1890.432MHz 以下」とされておりますが、これは新規割当周波数のうちの 4 波であって、これでは改正前の現行周波数(1895.616MHz~1904.256MHz)は全て使用できないことになります。</p> <p>DECT 方式において子機は親機と同じ周波数の電波で通信を行うため、子機は親機が選択できる全ての周波数にアクセスできなければなりません。</p> <p>親機が使用する電波の周波数は同項 4 (一)ア及びイに示されるとおりであって、子機はア及びイの両方を包含する周波数範囲にすることが適当であり、その周波数範囲は 1885.248MHz 以上 1904.256MHz 以下です。</p> <p><修正案></p> <p>子機が親機との間の通信を行う場合に使用する周波数の範囲のみを「1885.248MHz 以上 1904.256MHz 以下」に修正する。</p>	
--	--	--	--